

広島県特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種（日本標準産業分類）

船舶製造・修理業，船舶機関製造業	
適用する使用者	広島県の区域内で船舶製造・修理業，船舶機関製造業、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業，船舶機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）より	
E31 輸送用機械器具製造業のうち	
E310 管理，補助的経済活動を行う事業所（313 船舶製造・修理業，船舶機関製造業に限る）	
E3100 主として管理事務を行う本社等	
E3109 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所	
E313 船舶製造・修理業，船舶機関製造業	
E3131 船舶製造・修理業	
E3132 船体ブロック製造業	
E3133 舟艇製造・修理業	
E3134 船舶機関製造業	
L7282 純粋持株会社（313 船舶製造・修理業，船舶機関製造業に限る）	

適用除外労働者

- 1 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- 2 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 卓上において手工業又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめの業務